

令和4年12月21日

保護者の皆様

鳥取県立鳥取聾学校長

保護者の図書館利用について

師走の候、保護者の皆様におかれましては、ご多用の毎日をお過ごしのことと思います。日頃より本校教育に暖かいご支援とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、先日「図書館利用規定」の一部改定を行いました。それに伴い、保護者の皆様の図書館利用が次のようになりますのでご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

1 保護者図書館利用時間：午前10時から正午まで

午後2時から午後4時30分まで

※ただし、図書館の利用は、幼児児童生徒の授業での利用を優先します。

※新型コロナウイルス感染症の予防のため、1度の利用時間を30分以内でお願いいたします。

図書館の閉館日は次のとおりです。

- ・学校休業日
- ・館内整理日（必要に応じて定める）
- ・その他、会議や行事などでやむを得ず閉めなければならない日

2 図書館利用上の注意

- (1) 定められた手続きを経て図書その他資料（DVD等）を利用してください。
- (2) 読書の前に手洗いをお願いします。
- (3) ページを折ったり、汚したり、落書きをしたり、切り取ったりしないでください。
- (4) 無断で図書を持ち出さないようお願いします。
- (5) 図書館内でスマートフォンの利用や携帯電話での通話をご遠慮ください。
- (6) 図書館での飲食はしないでください。
- (7) 図書館内でDVDを視聴する場合は、1人1本、30分までとします。

3 館内閲覧（禁帯出シールの貼ってある図書）

- (1) 図書の閲覧は必ず館内で行ってください。
- (2) 館内に配列された図書は自由に閲覧することができます。
- (3) 自由閲覧を利用した方は、その図書を必ずもとにもどしてください。

4 館外貸し出し

- (1) 図書その他資料の貸し出しを希望する場合は、図書システム、貸出台帳のいずれかで手続きを行ってください。
- (2) 貸し出しする図書その他資料は、1人1回につき、2冊までです。
(1回に貸し出すDVDは1巻までです。)
- (3) 貸し出し期間は1週間です(ただし、再貸し出し手続きをすれば、延長することができます。再延長期間は、1週間です。また、長期休業中の貸し出しについては臨時に定めます。)
- (4) 次の図書は、貸し出しすることができません。閲覧のみです。
❖貴重図書 ❖年鑑・辞書・事典類 ❖特に指定した図書 ❖新聞

5 その他

- (1) 利用規定に違反した場合は、一定期間利用を禁止することがあります。
- (2) 利用中の図書その他資料を紛失、破損、汚損したときは、利用者にこれを弁償していただくことがあります。
- (3) この利用規定以外のことで必要なことが起きた際には、その都度定めます。
- (4) 個別懇談等で保護者が利用する場合は、各学部で対応します。